

公 示

公示第4号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づき実施する一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減に伴う違反点数の特例措置について

平成22年4月5日

北陸信越運輸局長 後藤 靖子

準特定地域におけるタクシーの需給バランスを改善するためには、需要の減少に歯止めをかけつつ、新たな需要を開拓するのみならず、一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「タクシー事業者」という。）による供給輸送力の削減を図ることが必要である。

このため、タクシー事業者が、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）第11条第1項の規定による国土交通大臣の認定を受けた活性化事業計画に定める同条第3項の事業再構築に基づき供給輸送力を削減する場合における「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月30日付け公示第54号。以下「処分基準公示」という。）記2、「法令違反に係る点数制度」の特例措置を下記のとおり定めたので、遺漏なきよう取り計らわれたい。

記

1. 定義

- (1) 本公示において使用する用語は、法及び処分基準公示において使用する用語の例による。
- (2) 本公示において「認定日」とは、活性化事業計画の認定日とする。
本公示において「基準日」とは、準特定地域の指定時（準特定地域から継続して特定地域に指定された場合及びその後特定地域から継続して準特定地域へ指定された場合は、当該継続して指定された最初の準特定地域の指定時）とする。
- (3) 本公示において「認定日車両数」とは、活性化事業計画の認定日における認定事業

者の当該準特定地域内の営業所に配置する一般の需要に応じることができる一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車（法第2条第9項に規定する事業用自動車。以下「タクシー車両」という。）の合計数とする。

本公示において「基準車両数」とは、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置の実施について」（平成26年1月27日付け公示第77号。以下「準特定地域措置公示」という。）1. 2. に定める基準車両数とする。

ただし、改正前の特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「旧法」という。）に基づく特定地域に指定されており、引き続き法に基づく準特定地域に指定されている営業区域の事業者にとっては、「特定特別監視地域において試行的に実施する増車抑制対策等の措置について」（平成19年11月20日付け公示第94号）に規定する特定特別監視地域に指定された時点、旧法に基づく特定地域に指定された時点又は準特定監視地域に指定された時点、旧法に基づく特定地域に指定された時点又は準特定地域措置公示1. 2. の基準車両数のいずれか最も多い車両数とする。

(4) 本公示3. に定める特例措置は、国土交通大臣（共同事業再構築に係る事項が記載されていないものは、北陸信越運輸局長）の認定を受けた活性化事業計画であって、次に掲げる要件全てに該当するもの（以下「認定活性化事業計画」という。）を作成したタクシー事業者（以下「認定事業者」という。）について適用する。

① 活性化事業として、輸送の安全性の維持・向上及び運転者の労働条件の悪化の防止・改善に関する事項を定めていること。

② 事業再構築として、供給輸送力の削減を定めていること。

(5) 供給輸送力の削減の方法は、準特定地域措置公示II. 7. に定める減車（認定事業者による当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計数を減少させる事業計画の変更の実施が確認されたものに限る。）とする。

2. 安全対策及び減車の確認方法

(1) 認定事業者は、3. (1) の措置を受けようとする場合には、北陸信越運輸局長に対し、供給輸送力の削減が完了した後、当該準特定地域の指定が解除されるまでの間に、別紙様式のとおり違反点数の特例措置届出書（以下「届出書」という。）を提出しなければならない。なお、当該届出書には、次の書面を添付しなければならない（ただし、当該認定事業者に対する監査等の実施日から、当該監査等の結果に基づく行政処分等が確定するまでの間に提出された届出書については、当該行政処分等の確定時に提出されたものとみなす。）。

① 1. (4) ①の実施計画及び実施状況に関する書面

② 減車（タクシー車両以外への用途変更等を除く。以下同じ。）したタクシー車両が抹消登録等により使用権原が消滅したことを証する書面

(2) 北陸信越運輸局自動車交通部においては、認定事業者が認定活性化事業計画に基づき実施した減車について、管内各運輸支局から営業所毎の減車報告を受け、確認する。

(3) 北陸信越運輸局自動車交通部において、減車の実施を確認した場合には、旅客課長

は減車連絡書を作成の上、首席自動車監査官あてに通知する。

(4) 首席自動車監査官は、旅客課長からの減車連絡書により減車を確認する。

3. 安全対策及び減車の実施による処分基準公示の特例措置

(1) 首席自動車監査官は、2. (4) により減車を確認した場合には、認定事業者の認定日車両数から減車した車両の割合に乗じて得た点数（小数点以下を切り捨てる。）を届出時違反点数から減ずるものとする。ただし、基準日から届出日の間に自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分となる法、道路運送法（昭和26年法律第183号）又はタクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）の違反が確認されていない場合には、「認定日車両数」とあるのは、「基準車両数」と読み替えて適用することができる。

(2) 届出時違反点数より減ずる違反点数の扱いについては、次のとおりとする。

① 届出時違反点数が1回の行政処分のみで付されている場合には、その違反点数より減ずるものとする。

② 届出時違反点数が複数回の行政処分で付されている場合には、複数回中、付されてからの経過期間が短い違反点数から順に減ずるものとする。

(3) 次に掲げる場合には3. (1) の効力を失う。

① 2. (1) ①が実施されていないと認められたとき。

② 2. (1) の認定活性化事業計画の認定が取り消されたとき。

附 則（平成22年4月5日付け公示第4号）

1. この公示は、平成22年4月5日から施行する。

附 則（平成23年7月19日付け公示第30号で一部改正）

1. この公示は、平成23年7月19日から適用する。

2. この公示の2. (1) については、平成23年7月19日以降に提出のあった届出書から適用する。

附 則（平成26年1月27日付け公示第80号で一部改正）

1. この公示は、平成26年1月27日から施行する。

【違反点数の特例措置届出書】

届出日 平成 年 月 日

〇〇運輸局長 殿

住 氏 名 又 は 名 所
代 表 者 氏 称
電 話 番 号
担 当 者 名

印

認定活性化事業計画に基づく減車数届出書

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第11条第3項に定める事業再構築に基づき、認定活性化事業計画の供給輸送力の削減について、下記のとおり実施しましたので届出致します。

1. 活性化事業計画認定日 平成 年 月 日

2. 活性化事業計画の内容

※活性化事業として、輸送の安全性の維持・向上及び運転者の労働条件の悪化の防止・改善に関する事項を記載する。

3. 営業区域 交通圏

4. 減車数(下記のとおり)

営業所名	認定日現在車両数	減車後車両数	減車数	減車割合
計				%

※「認定日現在車両数」「減車後車両数」「減車数」の欄はそれぞれ一般の需要に応じることができるタクシー車両の数を記載する。

※「減車割合」の欄は小数点第3位を切り捨て、小数点第2位まで記載する。

5. 営業区域内の違反点数(届出日現在) 点
(直近の違反点数付与年月日) 平成 年 月 日 点

6. 直近の監査等年月日 平成 年 月 日
※本届出日前に、監査等を受け、当該監査等の結果に基づく行政処分等が確定していない場合、当該処分等の確定時に本届出がなされたものとみなす。

7. 添付書類
(1) 活性化事業計画の実施計画
(2) 活性化事業を実施したことを証する書面(現在の実施状況)
(3) 事業用自動車の使用権限が消滅したことを証する書面

(以下、行政庁使用欄)

首席自動車監査官 あて

上記届出書の内容に相違ないことを確認したので連絡する。

平成 年 月 日 旅客(第二)課長

【違反点数の特例措置(3. ただし書)届出書】

届出日 平成 年 月 日

〇〇運輸局長 殿

住 氏 名 又 は 所
代 表 者 氏 称
電 話 番 号
担 当 者 名

印

認定活性化事業計画に基づく減車数届出書

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第11条第3項に定める事業再構築に基づき、認定活性化事業計画の供給輸送力の削減について、下記のとおり実施しましたので届出致します。

1. 活性化事業計画認定日 平成 年 月 日

2. 活性化事業計画の内容

※活性化事業として、輸送の安全性の維持・向上及び運転者の労働条件の悪化の防止・改善に関する事項を記載する。

3. 営業区域 交通圏

4. 減車数(下記のとおり)

営業所名	基準車両数	減車後車両数	減車数	減車割合
計				%

特定特別監視地域に指定された日の車両数 面 旧特定地域に指定された日の車両数 面
準特定地域に指定された日の車両数 面

※「基準車両数」「減車後車両数」「減車数」の欄はそれぞれ一般の需要に応じることができるタクシー車両の数を記載する。

※「基準車両数」の欄は通達1. (3)で規定する基準車両数とする。

※「減車割合」の欄は小数点第3位を切り捨て、小数点第2位まで記載する。

5. 営業区域内の違反点数(届出日現在) 点
(直近の違反点数付与年月日) 平成 年 月 日 点

6. 直近の監査等年月日 平成 年 月 日
※本届出日前に、監査等を受け、当該監査等の結果に基づく行政処分等が確定していない場合、当該処分等の確定時に本届出がなされたものとみなす。

7. 添付書類
(1) 活性化事業計画の実施計画
(2) 活性化事業を実施したことを証する書面(現在の実施状況)
(3) 事業用自動車の使用権限が消滅したことを証する書面

(以下、行政庁使用欄)

首席自動車監査官 あて

上記届出書の内容に相違ないことを確認したので連絡する。

平成 年 月 日 旅客(第二)課長